

開発行為・土木工事等の埋蔵文化財届出の流れ

遺跡地（埋蔵文化財包蔵地）内で、建築・土木工事・開発行為などを行う際には、文化財保護法による工事前の届出が必要です。《各申請書類は、亀岡市のホームページにあります》

工事等の計画がある場合、まずはその場所が遺跡地内（埋蔵文化財包蔵地）かどうかを亀岡市文化資料館に窓口、FAX、Eメールにてお問い合わせください。※ FAX、Eメールでのお問い合わせの場合は、照会地点をわかるように印した地図と工事予定場所を地番まで明記してお送りください。

遺跡地内にある場合

文化財保護法 93 条第 1 項の届出（発掘届）を**工事着手の 60 日前までに京都府教育委員会教育長に提出**する必要があります。
※届出は、文化資料館に提出してください。

遺跡地内でない場合

届出等は必要ありません。ただし、もし工事中に土器などが見つかった場合には、文化資料館へ連絡してください。

届出が提出されたら、京都府教育委員会はその内容を確認し、工事内容等を検討して下の3つのいずれかの対応にするかの判断をします。（その対応については、京都府教育委員会からの指示を書面で通知します。）

工事による遺跡への影響が大きい可能性がある場合は、「**試掘調査**」
※その場合は早めに文化資料館と調査日程の調整をお願いします。

工事による遺跡への影響が非常に小さい場合は、「**工事立会**」

工事による遺跡への影響がほぼない場合は、「**慎重工事**」

確認調査の結果、埋蔵文化財が確認された。

確認調査の結果、埋蔵文化財が確認されなかった。

亀岡市文化資料館発掘調査担当職員による立会をします。工事日程の1週間前までに日程調整をお願いします。

慎重に工事を進めてください。ただし、工事中に土器などが見つかった場合にはただちに文化資料館へ連絡してください。

※工事によって埋蔵文化財が破壊される場合、記録保存のための「**発掘調査**」が必要になります。発掘調査には、費用や時間がかかります。